

## とりまとめに向けた検討の進め方について

きれいで豊かな海の確保に向けて、関係府県や関係団体等へヒアリングを行い、海域ごとの実情や課題を把握するとともに、これまでに実施してきた瀬戸内海における調査結果を基に総合的に検討した上で、方策の在り方をとりまとめる。

### 1. 検討内容

平成 30 年度は、水質及び底質・底生生物の変化状況や水環境等に係る項目について、湾・灘ごとの海域特性等を踏まえた分析・評価、瀬戸内海における栄養塩類と水産資源の関係に係る調査・研究等の結果の収集・整理を行い、これらを基に総合的に検討を行う。

平成 31 年度は、瀬戸内海における環境保全の基本的な考え方や施策の方向性についての検討に向けた論点の整理、改正法及び瀬戸内海環境保全基本計画に基づく施策の進捗状況の点検等を実施し、これらを受けて豊かな海の確保に向けた方策の在り方のとりまとめを行う。

### 2. ヒアリングの実施

本年度の検討にあたっては、湾・灘ごと、季節ごとに海域特性等の水環境を取り巻く状況や海面利用の状況等が異なり、栄養塩類と水産資源を巡る課題についても様々であることから、水環境等と水産資源を巡る地域の課題等について、関係府県・関係団体からヒアリングを実施する。また、栄養塩類と水産資源の関係に係る調査・研究に関しては、改正法附則の規定を受けて様々な研究機関で調査・研究が実施されていることから、これらの調査・研究の状況について、国及び地方の研究機関等からヒアリングを実施する。

また、平成 31 年度の改正法及び基本計画の施策の進捗状況の点検にあたっては、法改正、基本計画変更後の施策の取組状況や現状の課題について、関係省庁・関係府県・関係団体等からヒアリングを実施する。

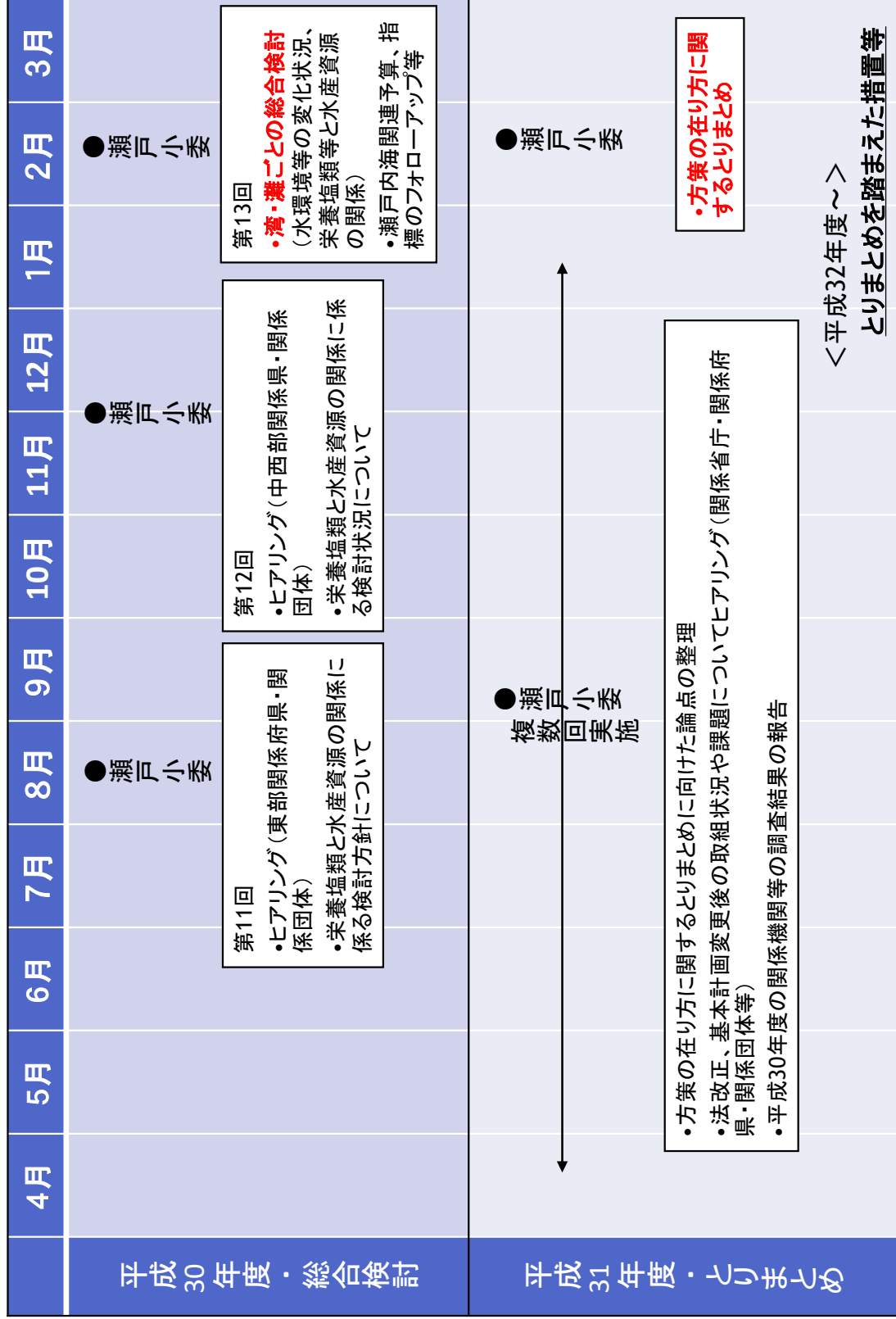


図 検討スケジュール

## きれいで豊かな海の確保に向けた検討の進め方について

平成 30 年 3 月 6 日

### 1. 背景

瀬戸内海の環境保全については、美しさを誇る景勝地、貴重な漁業資源の宝庫としての特異性に鑑み、昭和 48 年に瀬戸内海環境保全臨時措置法が制定され、昭和 53 年には赤潮等による被害に対する富栄養化対策を含む新たな施策が加えられた恒久法として瀬戸内海環境保全特別措置法に改正され、総合的な対策が進められてきた。このような取組の結果、一定の水質改善等の成果が見られるものの、依然として生物多様性・生物生産性の確保等に係る課題が残っている。また、瀬戸内海の湾、灘その他の海域（以下「湾・灘」という。）ごと、季節ごとの課題にきめ細やかに対応する必要性も指摘されている。

そのような中、平成 27 年 2 月に瀬戸内海環境保全基本計画（以下「基本計画」という。）の変更が閣議決定され、瀬戸内海の多面的な価値及び機能が最大限に発揮された「豊かな海」を目指すこととされた。また、同年 10 月には、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が公布・施行され、瀬戸内海を「豊かな海」とする基本理念が盛り込まれた。

また、栄養塩類の多寡と漁獲量等の関係については、それを指摘する意見がある一方、先の法改正における議論に当たっても結論を得るに至らなかった。このため、改正法附則において、「政府は、瀬戸内海における栄養塩類の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研究に努め、その成果を踏まえ改正法の施行後 5 年を目途として、瀬戸内海における栄養塩類の管理の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること」とされた。

以上のことを踏まえ、「きれいで豊かな海」の確保に向けて、本委員会において必要な検討を行うこととする。

### 2. 本委員会における主な検討内容

特に瀬戸内海においては、水環境を取り巻く状況のみならず、土地利用や海面利用の状況等が湾・灘ごと、季節ごとに異なることから、海域の実情に応じた取組を進める必要がある。

一方、水環境と生物多様性・生物生産性等の関係等、環境保全の基本的な考え方は多くの湾・灘に共通するものであり、これらの検討・評価は、地域における施策の検討においても有用であると考えられる。このため、本委員会においては、瀬戸内海における環境保全の基本的な考え方や施策の方向性について検討を行うこととする。

### 3. 検討の基本的な方向性

検討に当たっては、水質や生物をはじめとしたモニタリングデータ等について客観的な分析・評価を行い、科学的知見に基づき、①瀬戸内海における水環境の変化状況等の評価、②水環境等を取り巻く課題の抽出及び原因の評価を行った上で、きれいで豊かな海の確保に向けた検討を進めていくこととする。

また、瀬戸内海の湾・灘によって水環境等の状況が異なることを踏まえ、上記①②の検討においては、必要に応じて湾・灘ごとの課題も踏まえて検討を行うこととする。

### 4. 検討スケジュールについて

改正法附則においては、法施行後5年を目途として、瀬戸内海における栄養塩類の管理の在り方について検討を加えることとされている。また、改正法及び基本計画において、概ね5年ごとに施策の進捗状況の点検等を行うこととされている。以上を踏まえ、平成31年度を目途に、きれいで豊かな海の確保に関するとりまとめを行うこととする。

また、とりまとめに向けた検討については、環境省をはじめとした関係機関等が実施する関連の調査・研究等の結果を収集・整理し、これに基づき行うこととする。具体的な検討スケジュールを図に示す。

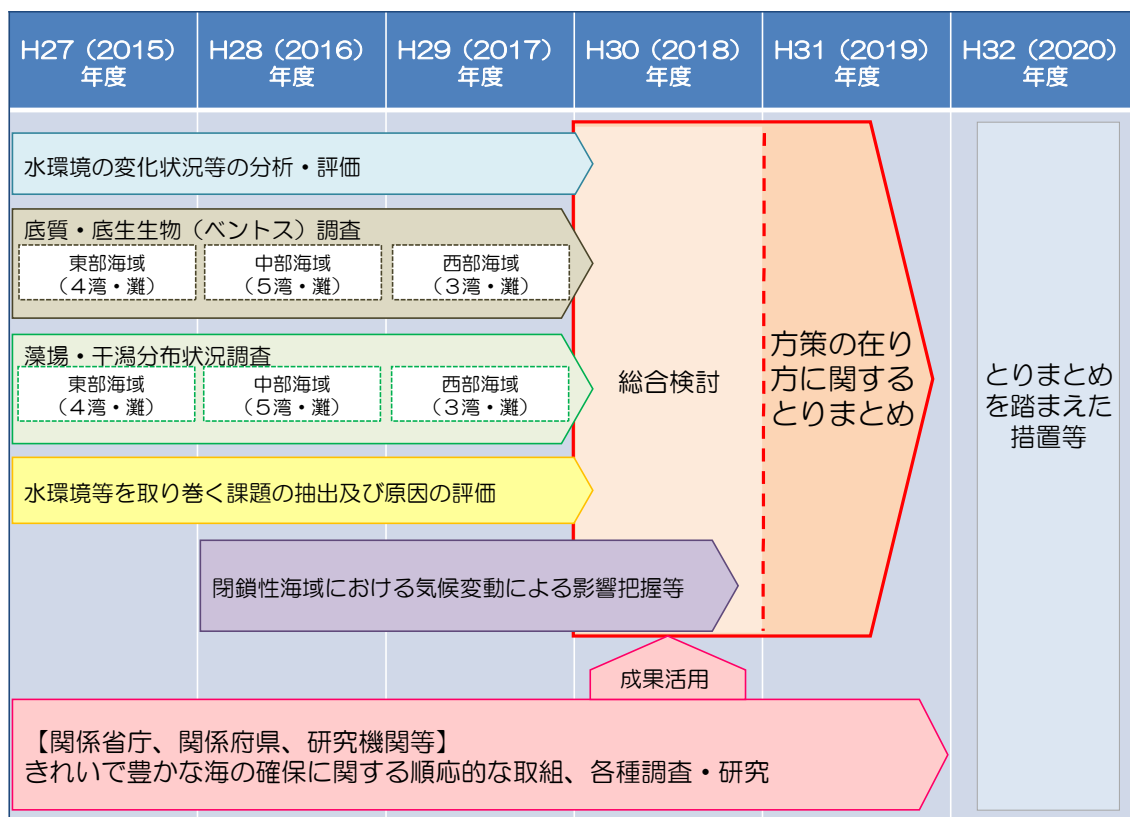


図 瀬戸内海環境保全小委員会における検討スケジュール